

更新パスワード代理発行窓口での「お客様登録」をご希望の際は、下記の内容をよくお読みになり、同意のうえでお申し込みください。

「楽ナビ Lite」サービス基本約款

第1章 総 則

第1条（本サービス）

- 「本サービス」とは、通信事業者が提供するデータ通信回線を介して、パイオニア株式会社製カーナビゲーション「楽ナビ Lite」において各種コンテンツを閲覧し、あるいは楽ナビ Lite に各種コンテンツをダウンロードし、これを利用することができる、楽ナビ Lite のユーザー専用サービスをいいます。但し、楽ナビ Lite の機種によっては、本サービスを利用できない場合があります。^{*1}
 - 本サービスを利用するためには、楽ナビ Lite の他に、Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機または楽ナビ Lite 専用のデータ通信モジュール（以下「データ通信モジュール」といいます）が必要となります。但し、携帯電話機の機種によっては、本サービスを利用できない場合がありますので、ご注意ください。^{*2}
- ※1：本サービスをご利用いただける楽ナビ Lite の機種は、パイオニア株式会社のホームページ（U R L：http://pioneer.jp/carrozzeria/rakunavi-lite/）に記載しております。
- ※2：楽ナビ Lite に接続し、本サービスをご利用いただける Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機及びデータ通信モジュールの機種につきましては、パイオニア株式会社のホームページ（U R L：http://pioneer.jp/carrozzeria/rakunavi-lite/）に記載しております。

第2条（本約款の適用）

- 本約款は、パイオニア販売株式会社（以下「当社」といいます）が管理・運営する本サービスの利用規定について定められた、本サービスの加入者（以下「加入者」といいます）に適用されます。
- 本サービスには、当社が提供するサービス、及び当社以外の第三者が当社を通じて提供するサービスがあり、また、有料で提供されるサービスを含みますが、本約款は、その全てのサービスに対して適用されます。
- 本サービスのうち、「スマートループ」に関する利用規定については、付則として本約款の末尾に記載しております。「スマートループ」を利用する加入者には、本約款に加え、付則の定めが適用されます。「スマートループ」の利用登録を希望する楽ナビ Lite ユーザーは、付則の内容も必ず確認してください。

第2章 利用条件

第3条（本サービスの追加・変更等）

本サービスの内容は、加入者の承諾なしに追加・変更される場合があります。また、当社は、提供するコンテンツが収集できない等、本サービスの提供に支障をきたす事由が生じた場合その提供を中止することができるものとします。

第4条（携帯電話機等の用意）

- 加入者は、Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機またはデータ通信モジュールを、自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。
- Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機またはデータ通信モジュールを使用して本サービスを利用できる区域は、日本国内における通信事業者のデータ通信回線のサービスエリアとします。但し、そのサービスエリア内であっても、トンネル、地下・立体駐車場、ビルの際、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、本サービスを一時的に利用できない場合があります。

第5条（利用時間）

加入者が本サービスを利用できる時間に制限はありませんが、本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、本サービスを利用できない場合があります。

第3章 加入申込

第6条（加入申込の単位）

加入者は、楽ナビ Lite 1 台ごとに本サービスへの加入申込を行うものとします。

第7条（加入申込）

- 本サービスへの加入希望者は、本約款の内容を承認の上、所定の手続きに従って当社に加入申込を行うものとします。加入申込にあたっては、氏名、住所、連絡先、その他所定の事項を当社に届け出るものとします。
- 当社は、加入希望者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスへの加入申込を拒絶することができます。
 - 当社に届け出た事項に虚偽または誤りがあった場合。
 - 第16条の規定に違反するおそれがあると認められる相当な事由がある場合。
 - 過去に第13条の規定により、加入者としての資格を取り消されている場合。
 - 未成年者等行為能力のない者であって、申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合。
 - 加入の対象となる楽ナビ Lite が盗品等、犯罪行為に関係するものであると合理的に推測できる場合。
 - その他、当社の業務の遂行上著しい支障が生じる場合。
- 第1項の加入申込を完了した加入者は、所定の利用方法に従って、本サービスを利用することができます。

第8条（ニックネーム・パスワード）

- 加入者は、前条第1項の加入申込時に、ニックネーム及びパスワードを登録します。ニックネームとは、加入者が本サービスを利用し、あるいは本サービスに関する各種手続きを行う際に必要となる、加入者に固有の名称をいいます。
- 加入者は、ニックネーム及びパスワードを自己の責任において管理するものとし、ニックネーム及びパスワードを使用した自己または第三者の行為について全ての責任を負うものとします。

第4章 有料サービス

第9条（有料サービスの申込）

- 第7条第1項の加入申込を完了した加入者は、所定の手続きに従って、本サービスのうち、有料で提供されるサービス（以下「有料サービス」といいます）の利用を当社に申込みことができます。
- 当社は、有料サービスの利用を申込んだ加入者が次のいずれかに該当すると判断した場合、有料サービスの利用申込を拒絶することができるものとします。
 - 第7条第2項各号のいずれかに該当した場合。
 - クレジットカード会社よりカード無効の通知を受けた場合。

第10条（利用料金）

- 有料サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます）は、各サービスごとに、別途定めるとおりとします。
- 加入者は、継続的な利用料金の支払が必要な有料サービス（以下「継続有料サービス」といいます）のうち、当社が特に認めるものについては、当社が定めるところに従い、一定期間における利用料金を一括して前払いすることができるものとします。

第11条（支払方法）

- 有料サービスの加入者は、当社が定めるところに従い、次のいずれかの方法により利用料金を前払いするものとします。
 - 当社が承認したクレジットカードによる支払い。
 - 三菱UFJニコス株式会社の電子マネーによる支払い。
- 前項第2号の支払方法を希望する加入者は、別途当社及び三菱UFJニコス株式会社が定める「電子マネー利用規約」の規定に従い、電子マネーの利用申込を行うものとします。

第12条（利用料金の改定）

当社は、加入者に対する1ヶ月前までの通知により、利用料金を改定することができるものとします。

第13条（継続有料サービスの利用中止）

継続有料サービスを利用する加入者は、所定の手続きにより、その利用を中止することができます。

第14条（利用料金の不返還）

当社は、いかなる場合であっても、加入者から受領した利用料金（第10条第2項により、加入者が前払いした継続有料サービスの利用料金を含みます）を一切返還しないものとし、加入者は予めこれを承諾するものとします。

第5章 加入者の諸義務・当社の免責

第15条（変更の届け出）

加入者は、クレジットカード番号、住所、連絡先その他当社に届け出た事項に変更が生じた場合、またはクレジットカードが失効した場合、所定の手続きに従って、速やかに当社に届け出るものとします。

第16条（禁止事項）

- 加入者は、本サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならないものとします。
- 当社または第三者が保有する権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
 - 他の加入者その他第三者のプライバシーを侵害する行為。
 - 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の加入者その他第三者に提供する行為。
 - 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
 - 事実と反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
 - 本サービスの運営を妨げる行為。
 - その他、当社が不適切と判断する行為。

第17条（著作権）

本サービスにより加入者に提供されるコンテンツに関する著作権は、当社またはその他の権利者に帰属します。加入者は、いかなる形式においても、本サービスにより提供されるコンテンツの全部または一部を複製、改変、公衆送信等してはならないものとします。

第18条（当社の免責）

- 当社は、本サービスにより加入者に提供される全ての情報に関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何等の保証をするものではありません。
- 当社は、理由のいかんを問わず、本サービスを利用または利用できなかったことに起因して加入者及び第三者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

第6章 利用の終了

第19条（退 会）

- 加入者は、所定の手続きを行うことにより、本サービスから退会することができます。
- 加入者は、楽ナビ Lite を第三者に譲渡し、あるいは廃棄等する場合には、所定の手続きを行い、本サービスから退会しなければなりません。

第20条（提供停止、資格取消）

- 当社は、加入者が次のいずれかに該当したときは、何等の通知催告を要せず、その加入者に対する本サービスの提供を停止し、加入者としての資格を取り消すことができるものとします。
- 本約款、個別のサービス約款または「電子マネー利用規約」に違反した場合。
 - 当社に届け出た事項が虚偽であった場合。
 - クレジットカード会社等より、加入者のカード無効、売上否認等の通知がなされた場合。
 - 利用料金の支払を怠りまたは遅延した場合。
 - その他財産状態・信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な事由がある場合。

第7章 その他

第21条（個人情報の取扱い）

- 当社は、本サービスの利用に関連して知り得た加入者の個人情報については、個人情報保護関係法規及びパイオニアグループの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、取り扱います。
- 前項にかかわらず、当社は、本サービスの提供のために必要な範囲で、加入者の個人情報をパイオニア株式会社及びパイオニアグループ会社並びに利用料金の決済を行う金融機関に開示することができるものとします。また、裁判所や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合は、加入者の個人情報を当該公的機関に提供できるものとします。
- 加入者は、前項につき予め承諾するものとします。

第22条（権利義務の譲渡禁止）

加入者は、本約款に基づき本サービスを利用する権利その他の権利及び義務は、第三者に譲渡または移転してはならないものとします。

第23条（個別のサービス約款）

本サービスのうち、当社が特に指定するものについては、別途定める個別のサービス約款が本約款に優先して適用されるものとします。

第24条（本約款の改定）

本約款及び個別のサービス約款は、加入者の承諾なしに変更される場合があります。この場合、加入者は、変更後の本約款及び個別のサービス約款の適用を受けるものとします。

第25条（準拠法・合意管轄）

- 本約款に関する準拠法は日本法とします。
- 加入者と当社との間で生じた本サービスの利用に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

上 付 則 『スマートループ』に関する利用規定

1. 目 的

『スマートループ』は、パイオニア販売株式会社（以下「当社」といいます）が、パイオニア製カーナビゲーション「楽ナビ Lite（※1）」に蓄積されたプロープ情報（※2）を収集し、これを利用して作成する道路交通情報をユーザーに還元することを目的としたシステムです。
※1：「スマートループ」を利用できる楽ナビ Lite の機種は、楽ナビ Lite 専用ホームページ（U R L：http://pioneer.jp/carrozzeria/rakunavi-lite/）に記載しています。

※2：プロープ情報とは、走行履歴と走行速度のデータをいいます。

2. 携帯電話機等の用意

『スマートループ』の利用者は、Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機または楽ナビ Lite 専用のデータ通信モジュール（以下「データ通信モジュール」といいます）（※3）を自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。
※3：接続可能な Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機及びデータ通信モジュールの詳細は、楽ナビ Lite 専用ホームページ（U R L：http://pioneer.jp/carrozzeria/rakunavi-lite/）に記載しています。

3. 利用登録

- 『スマートループ』の利用登録を希望する楽ナビ Lite ユーザーは、本規定及び「楽ナビ Lite」サービス基本約款（以下「基本約款」といいます）の内容を確認の上、所定の手続きに従って利用登録を行ってください。
- 利用登録にあたっては、利用期間（3ヵ月間、6ヵ月間、12ヵ月間のいずれか）を選択してください。利用期間が満了すると登録が抹消されますので、再登録を希望する場合には、あらかじめ利用登録を行ってください。なお、加入者は、再登録時にも、初回の加入申込時に登録したニックネーム及びパスワードを継続使用することができます。
- 『スマートループ』の利用登録をした楽ナビ Lite ユーザー（以下「加入者」といいます）は、所定の手続きに従って利用登録の抹消及び利用期間の変更ができます。

4. プロープ情報の送信

- 『スマートループ』でのプロープ情報の送信方法には、次の2種類があります。
 - 『蓄積型プロープ』
加入者がインターネットに接続しているパソコンに楽ナビ Lite に登録されたSDカードを挿入し、インストール済みのPCソフトを起動すると、そのたびに自動的にSDカード内に蓄積されたプロープ情報が専用サーバーに送信されます。
 - 『リアルタイムプロープ』
加入者が楽ナビ Lite を起動中、一定時間ごとに自動的にプロープ情報（※4）が専用サーバーに送信されます。
 - 加入者は、楽ナビ Lite の「プロープ情報送信」モードを設定することで、プロープ情報送信の可否を選択することができます。
 - プロープ情報の送信にあたっては、加入者がデータ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を負担するものとします。
- ※4：『リアルタイムプロープ』で送信されるプロープ情報は、走行履歴データ（走行履歴と走行速度のデータ）のみです。

5. 『スマートループ渋滞情報』の配信

楽ナビ Lite の「プロープ情報送信」の設定が送信可能になっている場合には、プロープ情報が専用サーバーに送信されると同時に、専用サーバーから楽ナビ Lite に「スマートループ渋滞情報」（※5）が配信されます。
※5：「スマートループ渋滞情報」とは、①加入者から提供されたVICSエリア外の過去1時間分のプロープ情報、②加入者から提供された『リアルタイムプロープ』及び『蓄積型プロープ』によって毎日更新されるVICSエリア外の過去90日間のプロープ情報、③VICSセンサーより提供されたより広範囲なVICS情報（オンデマンドVICS）のそれぞれの情報を統計処理し最適化した渋滞情報であり、提供時点において実際に発生している渋滞の情報そのものではありません。

6. 利用条件

『リアルタイムプロープ』によるプロープ情報の送信中や『スマートループ渋滞情報』の受信中は、楽ナビ Lite に接続した携帯電話機による通話及びEメールの送受信はできません。また、楽ナビ Lite に接続する携帯電話機の機種によっては、『リアルタイムプロープ』によるプロープ情報の送信中や『スマートループ渋滞情報』の受信中に電話を着信したときに、プロープ情報や『スマートループ渋滞情報』を送受信できないことがあります。

7. プライバシー情報・個人情報

加入者が『スマートループ』により当社に提供するプロープ情報には、加入者のプライバシーにかかわる走行履歴データが含まれます。

8. プロープ情報の利用方法・目的

- 当社は、加入者から提供されたプロープ情報を、パイオニアグループ会社に提供します。
 - パイオニアグループ会社では、プロープ情報及びプロープ情報に基づき作成した統計データ（※6）を次の目的に利用します。
 - 上記1.（2）に記載するデータを含む各種の道路交通情報及び地図データの作成
 - パイオニア製カーナビゲーションのユーザーに対する道路交通情報及び地図データの提供
 - カーナビゲーション製品及びプロープ情報に関する研究・開発
 - その他プロープ情報に関連する事業の遂行
 - パイオニアグループ会社は、上記（2）の目的及び第三者が遂行するプロープ情報に関連する事業のために、プロープ情報及びプロープ情報に基づき作成した統計データを第三者に提供することがあります。なお、プロープ情報を第三者に提供する場合は、個人を特定できない形式で提供します。
- ※6：統計データは個人を特定出来ない形式で作成します。

9. その他

本規定に定めのない事項は、基本約款の定めが適用されます。

2009年10月 施行

上